

カスタマーハラスメント相談窓口

利用者・家族等からのハラスメントで困ったら**お早め**にご相談ください！

相談無料

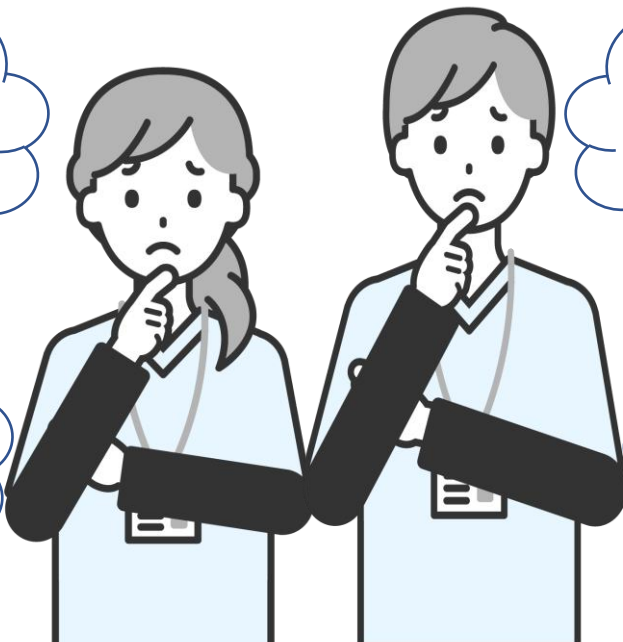
電話またはメールで相談可能

利用者から物を投げられて怖い

理不尽な苦情を言われて困っている

不用意に体を触られて困ってる

また怒鳴られたら嫌だな



相談対象

大阪府内の介護事業所・施設及び訪問看護事業所に従事する職員及び管理者等

相談内容

利用者やその家族等からの暴力・ハラスメント等への対応方法等

弁護士による法律相談も受けられます

相談窓口

電話またはメール

☎ 0120-111-507

✉ QRコードにアクセスしていただき、
メール受付フォームからご相談ください



<https://wcan-media.com/oosaka-consultation-center2025/>

相談日時

月～金曜日 9:00～18:00
※祝日及び12/29～1/3は除く

介護現場におけるハラスメント例

分類	例
身体的暴力 	つねる、たたく、蹴る、ものを投げつける、つばを吐く、手を払いのける
精神的暴力 	大声を出す、怒鳴る、威圧的な態度で文句を言う、特定の職員にいやがらせをする、無視する、「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する
セクシュアルハラスメント 	ヌード写真を見せる、卑猥な言動を繰り返す、下半身を丸出しにする、抱きしめる、必要もなく体をさわる
その他 	特定の職員につきまとう、長時間の電話、利用者や家族が事業所等に対して理不尽な苦情を申し立てる

大阪府内の介護事業所・施設及び訪問看護事業所に従事者する職員及び管理者向けのカスタマーハラスメント窓口を開設します

暴力・ハラスメントはいかなる場合でも認められるものではありません！



**ひとりで抱え込まず
お早めにご相談ください**